

跡見学園女子大学学則

昭和四十年四月一日施行

第一章 総 則

第一節 目 的

第一条 本学は、跡見学園女子大学と称し、学校教育法の定めるところに従い、学園創立者跡見花蹊の教育精神を継承して有能なる社会人、家庭人たる女性の育成を目的とする。

2 前項に規定する目的に加え、本学に置く学部の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を第三章、第四章及び第五章の学部規則に定める。

第一条の二 本学は、教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（以下「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項に規定する自己点検・評価を行うに当たっては、前項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 第一項に規定する公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

4 本学は、第一項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、別に定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価（以下「認証評価」という。）を受けものとする。

5 自己点検・評価及び認証評価に関し必要な事項は、別に定める。

第一条の三 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第二節 組 織

第二条 本学に、文学部、マネジメント学部及び観光コミュニティ学部を置く。

2 本学に、大学院を置く。大学院に関する学則は、別に定める。

第三条 削除

第四条 本学に次の附属教育研究組織を置く。

- 一 全学共通科目運営センター
- 二 図書館
- 三 花蹊記念資料館
- 四 情報メディアセンター
- 五 心理教育相談所

2 前項各号の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第三節 教職員組織

第五条 本学の教職員組織は、次のとおりとする。

- 一 学長（学長は教授を兼ねる。）
- 二 副学長（副学長は1名とし、教授を兼ねる。）
- 三 教授、准教授、講師、助教、助手
- 四 司書、学芸員、事務職員

2 学部に学部長を置き、学部の教授をもって充てる。

第五条の二 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 副学長は、学長の職務を助ける。

- 3 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 4 学長、副学長及び学部長の採用のための選考に関し必要な事項は、別に定める。

第三節の二 大学評議会

第五条の三 本学に、大学評議会を置く。

- 2 大学評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 学長
 - 二 副学長
 - 三 学部長
 - 四 研究科長
 - 五 附属教育研究組織の長のうち本学が定める者
 - 六 学部から選出される教授
 - 七 大学評議会の議に基づいて学長が指名する専任教員
- 3 大学評議会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 本学の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画及び適正な実施に関する事項
 - 二 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 三 本学の研究活動適正化の推進に関する事項
 - 四 本学の予算の見積りの方針に関する事項
 - 五 学部、学科及び研究科、専攻その他の重要な組織の設置又は廃止並びに学生の定員に関する事項
 - 六 教員人事の方針に関する事項
 - 七 本学の教育課程の編成に関する方針に係る事項
 - 八 学生の厚生及び補導に関する事項
 - 九 学生の入学、卒業又は修了その他その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - 十 本学の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項
 - 十一 本学の教育研究活動等の状況について行う自己点検・評価に関する事項
 - 十二 その他本学の運営に関する重要事項
- 4 大学評議会に議長を置き、学長をもって充てる。
- 5 大学評議会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節 教授会

第六条 学部に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学部に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会は、次に掲げる事項について審議する。
 - 一 学部の教育研究上の目的を達成するための方針に関する事項
 - 二 学部に固有な規則の制定又は改廃に関する事項
 - 三 学部の予算の執行に関する事項
 - 四 学部の教員組織の構成及び連絡調整に関する事項
 - 五 学部の教員人事の選考に関する事項
 - 六 学部の教育課程の編成に関する事項
 - 七 学生の入学、卒業その他その在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
 - 八 学部の教育内容及び教育方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関する事項

- 九 その他学部の教育又は研究に関する重要事項
- 4 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。
 - 5 教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節の二 全学教授会

第六条の二 本学に、全学教授会を置く。

- 2 全学教授会は、学長及び副学長並びにすべての学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 全学教授会は、大学評議会の定めるところにより、その報告を聴取すると共に次に掲げる事項について審議する。
 - 一 学長の選考に関する事項
 - 二 副学長の選考に関する事項
 - 三 附属教育研究組織の長の選考に関する事項
 - 四 大学評議会が承認を求める事項
 - 五 大学評議会の諮問する事項
- 4 全学教授会に議長を置き、学部長の互選によってそれに充てる。
- 5 全学教授会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第四節の三 称号

第六条の三 本学に名誉教授の称号を置く。

- 2 名誉教授の称号の授与については、別に定める。

第五節 学年、学期及び休業日

第七条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 学年を次の2期に分ける。
 - 一 春学期 4月1日から9月30日まで
 - 二 秋学期 10月1日から翌年3月31日まで
- 3 休業日は、次のとおりとする。
 - 一 日曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 学園創立記念日 1月8日
 - 四 年度毎に定める春季・夏季及び冬季休業日ただし、この規定にかかわらず、学長が必要と認めた場合は、臨時に休業日を定め、又は変更することができる。

第二章 学部通則

第一節 修業年限及び在学年限

第八条 本学の修業年限は、4年とし、前期課程2年（1・2年次）と後期課程2年（3・4年次）に分ける。ただし、それぞれの課程において4年を超えて在学することはできない。

- 2 前期課程から後期課程に進級する際には、第十八条第二項の要件を満たさなければならない。
- 3 前項の要件に満たない場合は、原級留置とする。

- 4 進級に関して必要な事項は、別に定める。
- 5 第十条の二第一項及び第二項により入学を許可された者は、同条第三項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第二節 入学及び編入学

第九条 入学の時期は、学年の始めとする。

第十条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれか一に該当する女子でなければならない。

- 一 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

第十条の二 次の各号の一に該当する者で、本学への編入学を願い出た者については、選考のうえ学長がこれを許可することができる。

- 一 大学を卒業した者
 - 二 短期大学、高等専門学校を卒業した者
 - 三 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第十条に規定する者に限る。）
 - 四 国立養護教諭養成所を卒業した者
 - 五 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第七条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成所学校の課程を修了又は卒業した者
 - 六 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
 - 七 外国の短期大学を卒業した者及び外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（第十条に規定するものに限る。）
- 2 本学への編入学を願い出た者については、欠員のある場合に限り、選考のうえ学長がこれを許可することができる。
 - 3 前二項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の議を経て学部長が決する。
 - 4 第一項及び第二項により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取り扱いについては、別に定める。

第十一条 本学に入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

第十二条 入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第十三条 前条の選考の結果に基づき合格の判定を受けた者は、所定の期日までに在学誓書、その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金、授業料等を納入しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第十四条 削除

第三節 教育課程及び履修方法

第十五条 授業科目を前期課程科目と後期課程科目に分けて、それぞれにおいて全学共通科目と学部専門科目を開設する。

2 全学共通科目は、外国語科目、情報処理科目、導入科目、教養科目、共通専門科目、社会人形成科目、総合科目及び体育実技科目に分ける。

3 第一項のほか、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を文学部に、社会調査士に関する科目を観光コミュニティ学部に開設する。

4 第一項のほか、外国人留学生に関する科目を開設する。

第十六条 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とに分ける。

第十七条 全学共通科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 外国人留学生に関する科目の種類及び単位数は、別表第2のとおりとする。

第十八条 各学部における卒業に要する単位数（以下「卒業単位数」という。）は、全学共通科目、学部専門科目合わせて124単位とする。

2 各学部において前期課程から後期課程に進級する際に必要な修得単位数は（以下「進級要件」という。）、62単位（全学共通科目42単位及び学部専門科目20単位）とする。

3 各学部における全学共通科目の修得単位数は58単位（前期課程42単位及び後期課程16単位）とし、前期課程については、外国語科目16単位、情報処理科目2単位、導入科目2単位、教養科目10単位及び社会人形成科目3単位を、後期課程については、教養科目4単位及び社会人形成科目1単位を含まなければならない。

4 各学部における学部専門科目の修得単位数は66単位（前期課程20単位及び後期課程46単位）とする。

第十八条の二 削除

第十九条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法により、次の基準により計算するものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習（外国語科目及び講読を含む。）については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文及び卒業研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認め、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

第二十条 授業科目は、15週又は30週の授業が終結したとき、その成績を評価するために試験又は小論文を課す。評価は100点を満点とし、60点をもって合格とし、単位を与える。ただし、授業時数の3分の2以上出席しなければならない。

第二十一条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が別に定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

第二十二条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第一項及び第二項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第二十三条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含

む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第一項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第二十一条第一項及び第二項並びに前条第一項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第四節 休学、転学、転部、留学、退学、除籍及び再入学

第二十四条 疾病その他特別な事由により3ヶ月以上修学することができない者は、保証人連署の上、所定の期日までに学長に願い出て、1学期を単位として、休学することができる。

- 2 健康診断の結果に基づき疾病の療養にかかる期間が3ヶ月以上に及ぶと校医が判断した者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、1年を超えることができない。なお、休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学事由が止んだときは、休学解除願を提出し、学長の許可を得なければならない。
- 5 休学期間は、第八条の在学期間には算入しない。

第二十五条 転学を希望する者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十六条 転部を希望する者は、転部願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十七条 外国の大学に留学しようとする者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第八条の在学期間に含めることができる。
- 3 留学に関する規程は、別に定める。

第二十八条 退学しようとする者は、所定の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、大学評議会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 授業料の納入を怠り、督促しても納入しない者
- 二 第八条に定める在学年限を超えた者

第三十条 再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当学年次に入学を許可することがある。

- 2 再入学に関する規程は、別に定める。

第五節 卒業及び学位記

第三十一条 本学を卒業するためには、4年以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

- 2 前項に関わらず、第十条の二第一項及び第二項により入学を許可された者は、同条第三項により定められた在学すべき年数以上在学し、第十八条に定める卒業単位数を修得しなければならない。

第三十二条 前条に定める要件を満たした者には、卒業を認定し、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第六節 賞罰

第三十三条 学業優秀、学生生活の模範となると認められた者は、これを表彰することがある。

第三十四条 性行不良、学業怠慢、その他学生の本分に反すると認められた者は、訓告、停学又は退学に処する。ただし、退学は次の各号のいずれか一又はそれ以上にわたる者についてのみ行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく、出席の常でない者
 - 四 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反したと認められる者
- 2 前項に定める停学期間は、第八条の在学期間に算入する。ただし、3ヶ月以上の停学期間は、修業年限に含めない。

第七節 厚生施設

第三十五条 学生の心身の健康維持と向上のための保健センターを置く。

- 2 保健センターには、保健師又は看護師を置き、校医及びカウンセラーを委嘱する。
- 3 保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

第八節 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、委託学生及び外国人留学生

第三十六条 本学の学生以外の者で、第十条に定める資格を有する者が、1又は複数の授業科目の履修を希望する場合は、正規の学生の学修に支障のない場合に限り、科目等履修生としてこれを許可することができる。

- 2 科目等履修生として履修した授業科目については、第二十条の定めるところにより所定の単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

第三十七条 他の大学又は短期大学の学生で、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする者は、特別聴講学生として履修を許可することができる。

- 2 前項の規定は、大学以外の教育施設等に在学する者で、当該施設等との協議に基づき、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 3 第一項の規定は、本学との間に相互交流に関する協定を締結した外国の大学の学生で、本学の授業科目を履修し単位を修得しようとする場合にも準用する。
- 4 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

第三十八条 本学に研究生制度を設ける。

- 2 研究生に関する規程は、別に定める。

第三十九条 他の機関又は団体等から学生の委託を受けることがある。

- 2 委託学生に関する規程は、別に定める。

第四十条 外国人で第十条に定める資格を有する者を、外国人留学生として受け入れることがある。

- 2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第九節 入学検定料、入学金、授業料及びその他の費用

第四十一条 本学の入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

入学検定料	35,000円
入学金	200,000円
授業料（年額）	742,000円

なお、授業料に関しては、2年次からは学年ごとに2万円増の漸増方式を適用する。ただし、

修業年限を超えた場合は適用しない。

2 跡見学園女子大学短期大学部からの編入学者は、入学金の半額を免除する。

3 再入学者は入学金を免除する。

4 施設設備費、実習費その他教育上必要な費用は、別に徴収する。

第四十二条 授業料の納入期は次のとおりとする。

春学期 371,000円 納期 4月中

秋学期 371,000円 納期 10月中

第四十三条 休学期間中の授業料は徴収する。ただし、休学事由及び期間により、その一部を免除することがある。

2 学期を通して休学する場合は、施設設備費を免除する。

第四十四条 学期の途中で退学する者の授業料は、当該期分の額を徴収する。

2 学期の途中で退学する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

3 停学期間中の授業料は徴収する。

第四十五条 学年の途中で卒業する者の授業料は、卒業する見込みの期末までの額を徴収する。

2 学年の途中で卒業する者の施設設備費の徴収は前項の規定を準用する。

第四十五条の二 転部及び転科の選考料は次のとおりとする。

選考料 5,000円

第四十六条 再入学の選考料は次のとおりとする。

選考料 5,000円

第四十七条 科目等履修生の登録料及び履修料は次のとおりとする。

科目等履修登録料（1学期あたり） 7,500円

科目等履修料（1単位あたり） 1万円

2 本学卒業生は、科目等履修料の半額を免除する。

第四十八条 研究生の選考料及び登録料は次のとおりとする。

選考料 5,000円

研究生登録料（年額） 15,000円

第十節 公開講座

第四十九条 本学に公開講座を設けることができる。

第三章 文学部規則

第五十条 文学部は、人間に関する豊かな学識や技能を備え、自主的に社会の形成に携わることのできる人材の養成を目的とする。

第五十条の二 文学部に、人文学科、現代文化表現学科、コミュニケーション文化学科及び臨床心理学科を置く。

第五十条の三 文学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

一 人文学科は、豊かな感性と論理的な思考力を備え、人間を総合的に深く洞察し、状況を的確に判断し、自らの思考や思想を明確に表現できる人材の養成を目的とする。

二 現代文化表現学科は、文化表現に関する幅広い教養と実践的な知識を備え、現代社会における文化創造の発展に寄与することのできる人材の養成を目的とする。

三 コミュニケーション文化学科は、日本語をはじめとするコミュニケーション手段を高度に運用する能力を備え、多様な文化を理解し効果的にコミュニケーションを実践できる人材の養成を目的とする。

四 臨床心理学科は、臨床にかかわる心理学の広く深い学識を備え、人間の心の健やかな成

長を助け、心理的な問題に適切に対応し、必要な援助ができる人材の養成を目的とする。

第五十一条 文学部各学科の入学定員及び収容定員は次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
文学部	人文学科	160名	640名
	現代文化表現学科	120名	480名
	コミュニケーション文化学科	110名	440名
	臨床心理学科	120名	480名
合計		510名	2040名

第五十二条 文学部専門科目の種類及び単位数は、文学部共通専門科目については別表第3、人文学科については別表第4、現代文化表現学科については別表第5、コミュニケーション文化学科については別表第6、臨床心理学科については別表第7のとおりとする。

第五十三条 文学部に、教職に関する科目、図書館に関する科目、司書教諭に関する科目及び博物館に関する科目を開設する。

- 2 教職に関する科目の種類及び単位数は、別表第8のとおりとする。
- 3 図書館に関する科目の種類及び単位数は、別表第9のとおりとする。
- 4 司書教諭に関する科目の種類及び単位数は、別表第10のとおりとする。
- 5 博物館に関する科目の種類及び単位数は、別表第11のとおりとする。

第五十四条 第十八条第四項に規定する文学部各学科における学部専門科目の修得は、文学部共通専門科目、人文学科専門科目、現代文化表現学科専門科目、コミュニケーション文化学科専門科目及び臨床心理学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程については12単位、後期課程については32単位含まなければならない。

- 2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、人文学科については別表第4備考一及び二、現代文化表現学科については別表第5備考一及び二、コミュニケーション文化学科については別表第6備考一及び二、臨床心理学科については別表第7備考一及び二に定めるところによる。
- 3 第一項に定める文学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期課程については4単位、後期課程については8単位まで含めることができる。
- 4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、人文学科においては別表第4備考三に定めるところによる。

第五十五条 文学部において取得できる教育職員免許状の種類は、次表のとおりとする。

学科名	教科名	免許状の種類
人文学科	国語	中学校教諭1種免許状
		高等学校教諭1種免許状
	書道	高等学校教諭1種免許状
	美術	中学校教諭1種免許状
高等学校教諭1種免許状		

第五十六条 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第四章 マネジメント学部規則

第五十七条 マネジメント学部は、現代社会における新しいマネジメントの学識や技能を備え、組織・事業運営の基幹分野で意思決定できる人材の養成を目的とする。

第五十七条の二 マネジメント学部にはマネジメント学科及び生活環境マネジメント学科を置く。

第五十七条の三 マネジメント学部には置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目

的を次のように定める。

一 マネジメント学科は、企業、公共、文化の幅広い領域でマネジメントを担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。

二 生活環境マネジメント学科は、生活環境を健全に維持管理し、地域や国際社会における環境維持活動を担う専門的な知識と技能を備えた人材の養成を目的とする。

第五十八条 マネジメント学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
マネジメント学部	マネジメント学科	180名	720名
	生活環境マネジメント学科	80名	320名
合計		260名	1040名

第五十九条 マネジメント学部専門科目の種類及び単位数は、マネジメント学部共通専門科目については別表第12、マネジメント学科については別表第13、生活環境マネジメント学科については別表第14のとおりとする。

第六十条 第十八条第四項に規定するマネジメント学部各学科における学部専門科目の修得は、マネジメント学部共通専門科目、マネジメント学科専門科目及び生活環境マネジメント学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程については12単位、後期課程については32単位含まなければならない。

2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、マネジメント学科については別表第13備考一及び二、生活環境マネジメント学科については別表第14備考一及び二に定めるところによる。

3 第一項に定めるマネジメント学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期課程については4単位、後期課程については8単位まで含めることができる。

4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、後期課程の学生として修得した前期課程の基幹科目の単位を6単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

第六十一条 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第五章 観光コミュニティ学部規則

第六十二条 観光コミュニティ学部は、観光とコミュニティに関する新しいデザインの学識や技能を備え、コミュニティの抱えるさまざまな課題を解決し、活性化に貢献できる人材の養成を目的とする。

第六十三条 観光コミュニティ学部に観光デザイン学科及びコミュニティデザイン学科を置く。

第六十四条 観光コミュニティ学部に置く学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的を次のように定める。

一 観光デザイン学科は、観光に関する専門的な知識と実践的な技能を備え、コミュニティの歴史、文化、景観等に依拠した自律的観光を具体的に構想する観光デザイン能力を有する人材の養成を目的とする。

二 コミュニティデザイン学科は、コミュニティに関する専門的な知識と実践的な技能を備え、新しいコミュニティのあり方を提案するコミュニティデザイン能力を有する人材の養成を目的とする。

第六十五条 観光コミュニティ学部各学科の入学定員及び収容定員は、次表のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
観光コミュニティ学部	観光デザイン学科	120名	480名
	コミュニティデザイン学科	80名	320名
合計		200名	800名

第六十六条 観光コミュニティ学部専門科目の種類及び単位数は、観光コミュニティ学部共通専門科目については別表第15、観光デザイン学科については別表第16、コミュニティデザイン学科については別表第17のとおりとする。

第六十七条 観光コミュニティ学部に、社会調査士に関する科目を開設する。社会調査士に関する科目の種類及び単位数は、別表第18のとおりとする。

第六十八条 第十八条第四項に規定する観光コミュニティ学部各学科における学部専門科目の修得は、観光コミュニティ学部共通専門科目、観光デザイン学科専門科目及びコミュニティデザイン学科専門科目から行うものとし、その修得単位数のうちには、学生が所属する学科の専門科目を、前期課程については12単位、後期課程については32単位含まなければならない。

2 前項に定める学科の専門科目として含むべきものの修得方法は、観光デザイン学科については別表第16備考一及び二、コミュニティデザイン学科については別表第17備考一及び二に定めるところによる。

3 第一項に定める観光コミュニティ学部各学科における学部専門科目の修得には、他学部専門科目を、前期課程については4単位、後期課程については8単位まで含めることができる。

4 前期課程の授業科目の単位を後期課程の単位とすることはできない。ただし、後期課程の学生として修得した前期課程の基幹科目の単位を6単位まで後期課程に必要な単位として含めることができる。

第六十九条 転科を希望する者は、転科願を提出し、学部長の許可を得なければならない。

第六章 雑則

第七十条 本学則は、大学評議会の3分の2の賛成によらなければ変更することができない

附 則

- 1 この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
- 2 この学則は、昭和41年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和40年度入学者については従前の規定を適用する。
- 3 この学則は、昭和42年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和42年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
- 4 この学則は、昭和43年4月1日改正実施する。
- 5 この学則は、昭和45年4月1日改正実施する。
- 6 この学則は、昭和46年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和46年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
- 7 この学則は、昭和48年4月1日改正実施する。ただし、第二十二条の規定は、昭和48年度入学者以外の者には、それぞれ入学年度の規定を適用する。
- 8 この学則は、昭和49年4月1日改正実施する。
- 9 この学則は、昭和50年4月1日改正実施する。
- 10 この学則は、昭和51年4月1日より施行し、昭和51年度入学者から適用する。

- 11 この学則は、昭和52年4月1日改正実施する。ただし、昭和52年度入学者以外の者には従前の学則を適用する。
- 12 この学則は、昭和53年4月1日改正実施する。ただし、50・51・52年度文化学科入学生の必修科目の履修に関しては各入学年度の授業科目を適用する。また、50・51年度入学者に対する各学科選択科目の履修方法に関しては、当学則の各学科共通選択科目（別表Ⅱ～5）の領域より履修することができ、各授業科目の単位数は3単位とする。
- 13 この学則は、昭和54年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は昭和54年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
- 14 この学則は、昭和55年4月1日改正実施する。ただし、第二十条の規定は昭和55年4月1日現在の在学者より適用し、第三十三条の規定は昭和55年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
- 15 この学則は、昭和56年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和56年度入学者以外の者にはそれぞれの入学年度の規定を適用する。
- 16 この学則は、昭和57年4月1日改正実施する。ただし、昭和57年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 17 この学則は、昭和58年4月1日改正実施する。ただし、昭和58年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 18 この学則は、昭和59年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は昭和59年度入学者以外の者にはそれぞれの入学年度の規定を適用する。
- 19 この学則は、昭和60年4月1日改正実施する。ただし、第三十三条の規定は、昭和60年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 20 この学則は、昭和61年4月1日改正実施する。ただし、昭和61年度入学者以外の者には、旧学則を適用する。
- 21 この学則は、昭和62年4月1日改正実施する。ただし、昭和62年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 22 この学則は、昭和63年4月1日改正実施する。ただし、昭和63年度入学者以外の者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 23 この学則は、平成元年4月1日改正実施する。ただし、昭和63年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 24 この学則は、平成2年4月1日改正実施する。ただし、平成元年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。
- 25 この学則は、平成3年4月1日改正実施する。

ただし、

- 一 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成3年度から平成11年度に至るまで、次の表によるものとする。

	入学定員
国文学科	180名
美学美術史学科	165名
英文学科	180名
文化学科	165名

- 二 第十八条の二の規定は、平成2年度入学者より適用する。
- 三 第三十三条の規定は、平成2年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の規定を適用する。
- 26 この学則は、平成4年4月1日改正実施する。ただし、
 - 一 第二十六条の規定は、平成3年9月1日より適用する。
 - 二 第三十三条の規定は、平成4年度入学者以外の入学者には、それぞれの入学年度の規定

を適用する。

27 本学則は、平成5年4月1日改正実施する。ただし、平成4年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

28 本学則は、平成6年4月1日改正実施する。ただし、平成5年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

29 本学則は、平成7年4月1日改正実施する。ただし、

(一) 平成6年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

(二) 第十八条第三項の規定は、平成7年度編入学者より適用する。

30 本学則は、平成8年4月1日改正実施する。ただし、平成7年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

31 本学則は、平成9年4月1日改正実施する。

ただし、

(一) 平成8年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

(二) ただし、博物館法施行規則の改正に伴い、第十七条第六項の「別表VI」博物館に関する科目を平成9年度在学生及び科目等履修生より適用する。

32 本学則は、平成10年4月1日改正実施する。

ただし、

(一) 平成9年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

(二) なお前項にかかわらず、図書館法施行規則の改正に伴い、第十七条第四項の「別表IV」図書館に関する科目、及び、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第五項の「別表V」司書教諭に関する科目は、平成10年度在学生及び科目等履修生に適用する。

33 本学則は、平成11年4月1日改正実施する。

ただし、

一 平成10年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

二 前項にかかわらず、学校図書館司書教諭講習規程の改正に伴い、第十七条第五項の「別表V」司書教諭に関する科目は平成11年度在学生及び科目等履修生から適用する。

三 前々項にかかわらず、第四十一条第一項のただし書き以下、第四十三条第二項、第四十四条、第四十五条の規定は、平成11年度在学生から適用する。

34 本学則は、平成12年4月1日改正実施する。

ただし、

一 第三条の規定にかかわらず入学定員は、平成12年度から平成16年度に至るまで、次の表によるものとする。

		入学定員	
平成12年度	国文学科		172名
	美学美術史学科		158名
	英文学科		172名
	文化学科		159名

		入学定員	
平成13年度	国文学科		164名
	美学美術史学科		152名
	英文学科		164名
	文化学科		152名

		入学定員	
平成14年度	国文学科		156名
	美学美術史学科		145名

英文学科	156名
文化学科	146名

平成15年度		入学定員
	国文学科	148名
	美学美術史学科	139名
	英文学科	148名
	文化学科	139名

平成16年度		入学定員
	国文学科	140名
	美学美術史学科	132名
	英文学科	140名
	文化学科	133名

二 平成11年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

35 本学則は、平成13年4月1日改正実施する。ただし、

一 平成12年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

二 前項にかかわらず、教育職員免許法施行規則の改正に伴い、第十七条第二項の「別表Ⅱ」学部専門科目及び「別表Ⅵ」博物館に関する科目は、平成13年度在学生及び科目等履修生から適用する。

三 前々項にかかわらず、第二十一条、第二十二条及び第二十三条の規定は、平成13年度在学生から適用する。

36 本学則は、平成14年4月1日改正実施する。ただし、

(一) 平成13年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。ただし、第四条乃至第七条、第二十九条及び第五十条の規定は平成14年度在学生から適用する。

(二) 第四十九条の三の規定にかかわらず、文学部人文学科の入学定員は、平成14年度から平成15年度に至るまで、次の表によるものとする。

平成14年度

	入学定員
人文学科	458名

平成15年度

	入学定員
人文学科	429名

37 本学則は、平成15年4月1日改正実施する。ただし、

(一) 平成14年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

(二) 前項にかかわらず、第二十四条の規定は、平成15年度在学生から適用する。

38 本学則は、平成16年4月1日改正実施する。ただし、平成15年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

(一) 前項にかかわらず、第二十一条乃至第二十三条及び第四十九条の五第三項の「別表Ⅴ」図書館に関する科目並びに第五項の「別表Ⅶ」博物館に関する科目は、平成16年度在学生及び科目等履修生から適用する。

39 本学則は、平成17年4月1日改正実施する。ただし、平成16年度以前の入学者にはそれぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成18年4月1日改正実施する。ただし、平成17年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第三十四条第二項及び第四十五条の二の規定は、平成18年度在學生から適用する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日改正実施する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日改正実施する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日改正実施する。ただし、平成19年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、第一条第二項、第五十条乃至第五十条の三及び第五十七条乃至第五十七条の三の規定は、平成18年度入學生から適用する。

附 則

本学則は、平成21年4月1日改正実施する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日改正実施する。ただし、平成21年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

附 則

本学則は、平成24年4月1日改正実施する。ただし、平成23年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

2 前項にかかわらず、別表第3、別表第9及び別表第11は、平成24年度在學生に適用する。

附 則

本学則は、平成27年4月1日改正実施する。ただし、平成26年度以前の入学者には、それぞれの入学年度の学則を適用する。

※既存学部等に関する別表第2～別表第14は略

別表第1 全学共通科目

<前期課程>

授業科目		単位数	必修	選択	自由
外国語科目	英語A I a	2		○	
	英語A I b	2		○	
	英語A II a	2		○	
	英語A II b	2		○	
	英語A III a	2		○	
	英語A III b	2		○	
	英語A IV a	2		○	
	英語A IV b	2		○	
	英語B I a	2		○	
	英語B I b	2		○	
	英語B II a	2		○	
	英語B II b	2		○	
	英語B III a	2		○	
	英語B III b	2		○	
	英語B IV a	2		○	
	英語B IV b	2		○	
	英語I	2		○	
	英語II	2		○	
	英語III	2		○	
	英語IV	2		○	
	フランス語I	2		○	
	フランス語II	2		○	
	フランス語III	2		○	
	フランス語IV	2		○	
	ドイツ語I	2		○	
	ドイツ語II	2		○	
	ドイツ語III	2		○	
	ドイツ語IV	2		○	
	中国語I	2		○	
	中国語II	2		○	
	中国語III	2		○	
	中国語IV	2		○	
	朝鮮・韓国語I	2		○	
	朝鮮・韓国語II	2		○	
	朝鮮・韓国語III	2		○	
	朝鮮・韓国語IV	2		○	
	英語マルチメディアレッスン	1		○	
	英語再入門A	1		○	
	英語再入門B	1		○	
	英語リーディング	1		○	
英語ライティング	1		○		
フランス語リーディング・ライティング	1		○		
ドイツ語リーディング・ライティング	1		○		
中国語リーディング・ライティング	1		○		
朝鮮・韓国語リーディング・ライティング	1		○		
情報処理科目	情報リテラシーI	1	○		
	情報リテラシーII	1	○		
	画像処理基礎演習	1		○	
	Web制作	1		○	
	マルチメディア基礎演習(映像制作)	1		○	
	マルチメディア基礎演習(音楽制作)	1		○	
	Microsoft Office Specialist 基礎演習	1		○	
科導目入	プロゼミI	1	○		
	プロゼミII	1	○		

教 養 科 目	文芸理論	2		○	
	歴史理論	2		○	
	言語科学	2		○	
	記号論	2		○	
	日本現代史	2		○	
	アジア現代史	2		○	
	ヨーロッパ現代史	2		○	
	日本文学	2		○	
	中国文学	2		○	
	英文学	2		○	
	ドイツ文学	2		○	
	フランス文学	2		○	
	ロシア文学	2		○	
	西洋古典文学	2		○	
	百人一首	2		○	
	異文化理解	2		○	
	地理学	2		○	
	社会学	2		○	
	国際関係論	2		○	
	ボランティア論	2		○	
	法学	2		○	
	日本国憲法	2		○	
	政治学	2		○	
	経済学	2		○	
	家政学	2		○	
	哲学	2		○	
	倫理学	2		○	
	論理学	2		○	
	認識論	2		○	
	心理学	2		○	
	教育学	2		○	
	保育学	2		○	
	統計学	2		○	
	科学史	2		○	
	情報科学	2		○	
	数学	2		○	
物理学	2		○		
地球科学	2		○		
生物学	2		○		
化学	2		○		
自然保護論	2		○		
生理学	2		○		
健康科学	2		○		
共 通 専 門 科 目	環境心理学	2		○	
	コミュニティ心理学	2		○	
	教育原理	2		○	
	生涯学習概論	2		○	
	教育社会学	2		○	
	人間関係論	2		○	
	社会調査法	2		○	
	フィールドワーク方法論	2		○	
	現代ジャーナリズム論	2		○	
	イベント論	2		○	
社 会 人 形 成 科 目	花蹊の教育とライフプラン・キャリアプラン	2	○		
	パーソナリティを考える	2		○	
	「自分らしさ」を探る	2		○	
	対人関係のスキル	2		○	
	ストレス・マネジメント	2		○	
	職業人のルールとモラル	2		○	
	産業と職業	2		○	
	マスコミとの付き合い方	2		○	
	ソーシャルマナー	1	○		

	ビジネス文章表現演習	1		○	
	ディベート演習	1		○	
	自己表現演習	1		○	
	プレゼンテーション演習	1		○	
	キャリア基礎演習（グループワーク）	1		○	
	キャリア基礎演習（公務員・数的処理）Ⅰ	1		○	
	キャリア基礎演習（公務員・数的処理）Ⅱ	1		○	
	キャリア基礎演習（公務員・法律）Ⅰ	1		○	
	キャリア基礎演習（公務員・法律）Ⅱ	1		○	
	キャリア基礎演習（公務員・政治経済）Ⅰ	1		○	
	キャリア基礎演習（公務員・政治経済）Ⅱ	1		○	
	秘書技能演習	1		○	
	簿記会計基礎演習Ⅰ	2		○	
	簿記会計基礎演習Ⅱ	2		○	
	TOEIC特別演習Ⅰ	1		○	
	ボランティア実践A	2		○	
体育実技科目	体育実技A	1		○	
	体育実技B	1		○	
	体育実技C	1		○	
	体育実技D	1		○	
	体育実技E（水泳）	1		○	
	体育実技F（水泳）	1		○	
	体育実技G	1		○	
	体育実技H	1		○	

<後期課程>

授業科目		単位数	必修	選択	自由
外国語科目	テーマで学ぶ英語（文化）Ⅰ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（文化）Ⅱ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（ビジネス）Ⅰ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（ビジネス）Ⅱ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（観光）Ⅰ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（観光）Ⅱ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（社会問題）Ⅰ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（社会問題）Ⅱ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（メディア）Ⅰ	1		○	
	テーマで学ぶ英語（メディア）Ⅱ	1		○	
	フランス語上級Ⅰ	1		○	
	フランス語上級Ⅱ	1		○	
	ドイツ語上級Ⅰ	1		○	
	ドイツ語上級Ⅱ	1		○	
	中国語上級Ⅰ	1		○	
	中国語上級Ⅱ	1		○	
	朝鮮・韓国語上級Ⅰ	1		○	
	朝鮮・韓国語上級Ⅱ	1		○	
情報処理科目	コンピュータ・グラフィックス	1		○	
	デジタル・アニメーション	1		○	
	デジタル編集	1		○	
	アプリケーション・プログラミング	1		○	
	Microsoft Office Specialist 演習	1		○	
教養科目	日本宗教論	2		○	
	聖書学	2		○	
	ヨーロッパ中世文学	2		○	
	ミステリー文学	2		○	
	児童文学	2		○	
	ギリシア語とギリシア文化	2		○	
	ラテン語とローマ文化	2		○	
	イタリア語とイタリア文化	2		○	
	スペイン語とスペイン文化	2		○	
	ロシア語とロシア文化	2		○	

	ファッション論	2		○	
	ジェンダー論	2		○	
	刑事法	2		○	
	民法	2		○	
	労働法	2		○	
	国際法	2		○	
	国際社会論	2		○	
	国際経済	2		○	
	深層心理学	2		○	
	精神病理学	2		○	
	天文学	2		○	
	建築環境論	2		○	
	水産学	2		○	
	河川海洋学	2		○	
	農林科学	2		○	
	公衆衛生論	2		○	
	ネットワーク論	2		○	
共通専門科目	家族心理学	2		○	
	マーケティング心理学	2		○	
	教育学概論	2		○	
	近代家族論	2		○	
	男性学	2		○	
	マーケティングコミュニケーション	2		○	
	メディア環境論	2		○	
プロダクトデザイン論	2		○		
社会人形成科目	日本語演習	1		○	
	キャリア演習（公務員・数的処理）Ⅰ	1		○	
	キャリア演習（公務員・数的処理）Ⅱ	1		○	
	キャリア演習（公務員・法律）Ⅰ	1		○	
	キャリア演習（公務員・法律）Ⅱ	1		○	
	キャリア演習（公務員・政治経済）Ⅰ	1		○	
	キャリア演習（公務員・政治経済）Ⅱ	1		○	
	簿記会計演習Ⅰ	2		○	
	簿記会計演習Ⅱ	2		○	
	ITパスポート演習Ⅰ	1		○	
	ITパスポート演習Ⅱ	1		○	
	TOEIC特別演習Ⅱ	1		○	
	イベント検定演習	1		○	
	ビジネス実務法務検定演習	1		○	
	色彩検定演習	1		○	
ボランティア実践B	2		○		
総合科目	総合科目（地域文化）	2		○	
	総合科目（地域社会）	2		○	
	総合科目（日本とアジア）	2		○	
	総合科目（国際政治）	2		○	
	総合科目（国際経済）	2		○	
	総合科目（現代社会）	2		○	
	総合科目（観光）	2		○	
	総合科目（芸術と社会）	2		○	
	総合科目（人間と自然）	2		○	
	総合科目（生活と環境）	2		○	
	総合科目（キャリア）	2		○	

別表第15 観光コミュニティ学部共通専門科目

<前期課程>

授 業 科 目		単位数	必修	選択	自由
講 義	むさしの学	2		○	
	人口学	2		○	
	社会調査入門	2		○	
	社会をデザインする女性たち	2		○	
演特 習殊	観光国家資格取得特殊演習 A	1		○	

<後期課程>

授 業 科 目		単位数	必修	選択	自由
講 義	ぶんきょう学	2		○	
	NPO・NGO論	2		○	
	取材学	2		○	
	イベント・コンベンション論	2		○	
演特 習殊	ブライダル・コーディネート特殊演習	1		○	
実 習	観光コミュニティデザイン実践	2		○	

別表第16 観光コミュニティ学部観光デザイン学科専門科目

<前期課程>

授 業 科 目		単位数	必修	選択	自由
基幹科目	観光学入門	2	○		
	観光デザイン入門	2	○		
	経営学入門	2	○		
	観光社会学	2		○	
	観光人類学	2		○	
	観光地理学	2		○	
	観光経済学	2		○	
	観光ランドデザイン	2		○	
	観光経営論	2		○	
	比較観光産業論	2		○	
	観光交通論	2		○	
	宿泊産業論	2		○	
	観光と情報社会	2		○	
	演習	基礎ゼミナール（観光）	2	○	

<後期課程>

授 業 科 目		単位数	必修	選択	自由
展 開 科 目	グローバルツーリズム	2		○	
	各国観光事情	2		○	
	観光メディア論	2		○	
	ホスピタリティデザイン	2		○	
	グローバル観光デザイン	2		○	
	航空産業論	2		○	
	旅行産業論	2		○	
	コンベンション管理(MICE)	2		○	
	観光法規・倫理	2		○	
	観光とミナト	2		○	
	経営財務論	2		○	
	事業構想論	2		○	
	観光財務論	2		○	
	観光マーケティング	2		○	
	観光とリスク	2		○	
	交通経営論	2		○	
	観光調査論	2		○	
	観光デザイナー論	2		○	
	ホテルマネジメント	2		○	
	リゾート経営論	2		○	
	観光コンテンツ	2		○	
	祭りと文化	2		○	
	ニューツーリズム	2		○	
温泉と保養	2		○		
観光と鉄道	2		○		
テーマパーク	2		○		
世界遺産研究	2		○		
ヘリテイジツーリズム	2		○		
東京観光デザイン	2		○		
演特 習殊	観光デザイナー特殊演習	1		○	
	観光国家資格取得特殊演習B	1		○	
実 習	キャビンアテンダント(CA)実習	1		○	
	ホテルマネジャー・女将実習	1		○	

演習	観光デザイン演習ⅠA	1	○		
	観光デザイン演習ⅠB	1	○		
	観光デザイン演習ⅡA	1	○		
	観光デザイン演習ⅡB	1	○		
卒業論文・卒業研究		2	○		

備考

- 一 前期課程において含むべき学科専門科目
 - 1 基幹科目は、10単位以上修得する。
- 二 後期課程において含むべき学科専門科目
 - 1 展開科目は、24単位以上修得する。
 - 2 特殊演習の授業科目から、1単位以上修得する。
 - 3 実習の授業科目から、1単位以上修得する。

別表第17 観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科専門科目

<前期課程>

授業科目		単位数	必修	選択	自由
基幹科目	社会学入門	2	○		
	コミュニティデザイン入門	2	○		
	フィールドスタディ入門	2	○		
	地域社会学	2		○	
	コミュニティ論	2		○	
	環境と防災	2		○	
	ビジネスデザイン	2		○	
	女性のライフサイクル	2		○	
	消費社会論	2		○	
演習	基礎ゼミナール（コミュニティ）	2	○		
科資 目格	社会調査データ分析	1		○	
	社会統計学	2		○	

<後期課程>

授業科目		単位数	必修	選択	自由
展開科目	コミュニティデザイン	2		○	
	コミュニティと行財政	2		○	
	コミュニティ関連法規	2		○	
	コミュニティと金融	2		○	
	コミュニティと地場産業	2		○	
	コミュニティと住民参加	2		○	
	インフラストラクチャー	2		○	
	コミュニティとまちづくり	2		○	
	都市の社会学	2		○	
	近郊の社会学	2		○	
	男女共同参画社会	2		○	
	出会いの社会学	2		○	
	コミュニティビジネス	2		○	
	家庭と仕事	2		○	
	出産・育児のセーフティネット	2		○	
	子どもと教育	2		○	
	介護と福祉	2		○	
	老いと女性	2		○	
特殊講義	コミュニティ論特殊講義（24時間の文化）	2		○	
	コミュニティ論特殊講義（ネット社会）	2		○	
	コミュニティ論特殊講義（食文化）	2		○	
	コミュニティ論特殊講義（買い物）	2		○	
	コミュニティ論特殊講義（プライダル）	2		○	
	コミュニティ論特殊講義（女性文化）	2		○	
	コミュニティ論特殊講義（学校）	2		○	
特殊演習	コミュニティデザイン特殊演習（コミュニケーション）	1		○	
	コミュニティデザイン特殊演習（編集・制作）	1		○	
	コミュニティデザイン特殊演習（プレゼンテーション）	1		○	
	コミュニティデザイン特殊演習（文章理解・小論文）	1		○	
演習	コミュニティデザイン演習ⅠA	1	○		
	コミュニティデザイン演習ⅠB	1	○		
	コミュニティデザイン演習ⅡA	1	○		
	コミュニティデザイン演習ⅡB	1	○		

卒業論文・卒業研究	卒業論文・卒業研究	2	○		
資格科目	多変量解析法	1		○	
	質的調査法	2		○	
	社会調査実習Ⅰ	1		○	
	社会調査実習Ⅱ	1		○	

備考

- 一 前期課程において含むべき学科専門科目
 - 1 基幹科目は、10単位以上修得する。
- 二 後期課程において含むべき学科専門科目
 - 1 展開科目は、16単位以上修得する。
 - 2 特殊講義の授業科目から、8単位以上修得する。
 - 3 特殊演習の授業科目から、2単位以上修得する。

別表第18 社会調査士に関する科目

授 業 科 目	単位数	必修	選択
社会調査入門	2	○	
社会調査法	2	○	
社会調査データ分析	1	○	
社会統計学	2	○	
多変量解析法	1		○
質的調査法	2		○
社会調査実習Ⅰ	1	○	
社会調査実習Ⅱ	1	○	

備考

- 一 「社会調査入門」は観光コミュニティ学部共通専門科目、「社会調査法」は全学共通科目、その他の科目は観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科専門科目として開設する。

跡見学園女子大学大学評議会規程

平成14年4月1日施行

第1条 この規程は、跡見学園女子大学学則第5条の3に基づき、大学評議会の組織に関し必要な事項を定める。

第2条 大学評議会の評議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 附属教育研究組織の長のうち全学共通科目運営センター長及び図書館長
- (5) 学部から選出される教授については、文学部にあつては2名、マネジメント学部にあつては1名、及び観光コミュニティ学部にあつては1名の者
- (6) 大学評議会の議に基づいて学長が指名する専任教員については、3名までの者

2 評議員の任期は、前項第1号乃至第4号についてはその職にある期間とし、同第5号については2年とし、同第6号については2年以内で学長の定める期間とし、再任を妨げない。ただし、前項第5号の評議員が事務部局の長に就いたときは、辞任しなければならない。

3 前々項第5号の評議員に欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 前条第1項第4号にいう評議員たる附属教育研究組織の長の選考は、全学教授会における選挙により行う。

2 前条第1項第5号にいう学部から選出される教授としての評議員の選考は、教授会における選挙により行う。

3 前2項の選挙に必要な事項は、別に定める。

第4条 大学評議会は、必要に応じ次に掲げる者を出席させ発言させることができる。ただし、このうち評議員でない者は、議決権をもたない。

- (1) 附属教育研究組織の長
- (2) 全学委員会の長
- (3) 事務部局の長

第5条 大学評議会は、必要に応じ参考人を招致することができる。

第6条 大学評議会は、必要に応じ教職員の傍聴を許可することができる。

第7条 大学評議会は、学則第5条の3第3項に定める事項を審議する。

第8条 大学評議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 大学評議会に副議長を置き、評議員のうちから議長が指名する。

第9条 議長は、大学評議会を主宰する。

2 副議長は、議長を助ける。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

4 議長及び副議長に共に事故があるときは、評議員が仮議長を互選しこれに議長の職務

を行わせる。

第10条 前条第4項により大学評議会が議事を開き議決した場合、大学評議会はすみやかに全学教授会にそのことを報告し承認を求めなければならない。

第11条 議長は、次の各号の一に該当する場合、大学評議会を招集する。

- (1) 月1回(定例)
- (2) 議長が必要と認めたとき
- (3) 評議員の3分の1以上の要求があったとき

第12条 大学評議会は、評議員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

第13条 大学評議会の議事は、評議員の出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項にかかわらず、次に掲げる事項については、評議員の出席者の3分の2以上をもって決する。

- (1) 学則第5条の3第3項第5号及び第6号に関する事項
- (2) その他特別の必要があると認められる事項

第14条 大学評議会の下に、必要に応じ全学委員会を置く。

2 全学委員会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第15条 大学評議会に関する事務は、議長の監督の下に、事務局長が統括する。

第16条 大学評議会の議事録は、議長の監督の下に、事務局長が作成し、大学評議会において確認する。

2 議長は、教職員に対し、議事及び決議をすみやかに周知し、議事録を閲覧に供しなければならない。

第17条 この規程に定める他に必要な事項は、大学評議会の定めるところによる。

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

改正 平成15年4月1日一部改正
平成19年4月1日一部改正
平成27年4月1日一部改正

跡見学園女子大学教授会規程

昭和48年4月1日施行

第1章 総 則

第1条 この規程は、跡見学園女子大学学則（以下「学則」と言う。）第6条に基づき、教授会の組織に関し必要な事項を定める。

第2章 教授会

第2条 教授会は、学部にも所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。

第2条の2 教授会は、必要に応じ次に掲げる者を出席させ発言させることができる。ただし、このうち学部にも所属しない者は、議決権をもたない。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 附属教育研究組織の長
- (4) 評議員
- (5) 全学委員会の長
- (6) 事務部局の長
- (7) その他教授会の定める者

第2条の3 教授会は、必要に応じ参考人を招致することができる。

第2条の4 教授会は、学則第6条第3項に定める事項を審議する。

第3条 教授会に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 教授会に副議長を置き、学則第5条の3第2項第6号の評議員をもって充てる。

第3条の2 議長は、教授会を主宰する。

2 副議長は、議長を助ける。

3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。

4 議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を互選し議長の職務を行わせる。

第3条の3 前条第4項により教授会が議事を開き議決した場合、仮議長は、大学評議会にそのことを報告し承認を求めなければならない。

第4条 議長は、次の各号の一に該当する場合、教授会を招集する。

- (1) 月1回（定例）
- (2) 議長が必要と認めたとき
- (3) 構成員の3分の1以上の要求があったとき

第5条 （削除）

第6条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 前項において、留学生及び休職者は構成員の数から省く。

第7条 （削除）

第8条 教授会の議事は、構成員の出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、構成員の出席者の3分の2以上をもって決する。

- (1) 学則第6条第3項第5号に関する事項
- (2) その他特別の必要があると認められる事項

第3章 学科主任、学科会議、各種委員会及び教授会運営委員会

第8条の2 学科に学科主任を置き、学科に所属する専任の教授のうちから学部長がこれを任命する。

2 学科主任の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることができない。

3 学科主任は、学科の教育課程及び教員組織を統轄する。

第9条 教授会のもとに、学科に所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって学科会議を組織する。

2 学科会議は、必要に応じ前項に定める構成員以外の者を出席させ、発言させることができる。ただし、このうち学科に所属しない者は、議決権をもたない。

3 学科会議は、第2条の4に定める事項のうち、学科の教育課程と教員組織の運営に必要な事項を審議する。

4 学科会議に議長を置き、学科主任をもって充てる。

5 学科会議に副議長を置き、学科主任がこれを指名する。

6 学科会議の運営にあたっては、第3条の2乃至第8条を準用するほか、各学科を通じて必要な事項は、教授会の定めるところによる。

第9条の2 教授会のもとに、教員の採用及び昇任を選考するために必要な資格を審査する資格審査委員会を置く。

2 資格審査委員会に委員長を置き、教授会で互選する。

3 資格審査委員会の組織に関し必要な事項は、別に教授会が定める。

第9条の3 前条に定めるほかに教授会のもとに、校務分掌に応じて必要な各種の委員会（以下「各種委員会」という。）を置く。

2 前項に定める委員会の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第9条の4 学部長のもとに、教授会運営委員会を置き、学部長、学部選出の大学評議員、学長が指名する大学評議員のうち学部所属する者及び学科主任をもってこれを組織し、必要に応じて各種委員会委員長をこれに加えることができる。

2 教授会運営委員会は、教授会の議事を整理し、学科会議及び各種委員会の連絡・調整を行うとともに、教授会の定めた事項の実施を推進する。

第4章 教授会事務

第10条 教授会に関する事務は、議長の監督の下に、事務局長が統括する。

第11条 教授会の議事録は、議長の監督の下に、事務局長が作成し、教授会において確認する。

第5章 雑 則

第12条 この規程に定める他に学部を通じて必要な事項は、大学評議会の定めるところによる。

2 この規程を運用するにあたり、教授会は、大学評議会の定めるところにしたがって、必要な

事項を定めることができる。

第13条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成14年4月1日より改正実施する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日改正実施する。

改正 平成14年4月1日 一部改正

平成19年4月1日 一部改正

跡見学園女子大学全学教授会規程

平成14年4月1日施行

- 第1条** この規程は跡見学園女子大学学則（以下「学則」と言う。）第6条の2に基づき、全学教授会の組織に関し必要な事項を定める。
- 第2条** 全学教授会は、学長及び副学長並びにすべての学部の専任の教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 第3条** 全学教授会は、必要に応じ事務局長及び事務職員を出席させ発言させることができる。ただし、本学の専任教員でない事務局長及び事務職員は議決権をもたない。
- 第4条** 全学教授会は、必要に応じ参考人を招致することができる。
- 第5条** 全学教授会は、大学評議会の定めるところにより、その報告を聴取すると共に学則第6条の2第3項に定める事項について審議する。
- 第6条** 全学教授会に議長を置き、学部長の互選によってそれに充てる。
- 2 全学教授会に副議長を置き、議長以外の学部長のうちから議長が指名する。
- 第7条** 議長は、全学教授会を主宰する。
- 2 副議長は、議長を助ける。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、副議長が、議長の職務を行う。
- 4 議長及び副議長に共に事故があるときは、仮議長を互選し、議長の職務を行わせる。
- 第8条** 前条第4項により全学教授会が議事を開き議決した場合、仮議長は、大学評議会にそのことを報告し承認を求めなければならない。
- 第9条** 大学評議会議長は、次の各号の一に該当する場合は、全学教授会を招集する。
- (1) 学年の始まる月（定例）
- (2) 大学評議会が必要と認めたとき
- (3) 学長が必要と認めたとき
- (4) 構成員の3分の1以上の要求があったとき
- 第10条** 全学教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 前項において、留学者及び休職者は構成員の数から省く。
- 3 前2項の規定は、投票の成立要件として準用する。
- 第11条** 全学教授会の議事は、構成員の出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 2 前項の規定にかかわらず、信任投票を行うときは、有効投票の総数の過半数を得ることによって信任とする。
- 3 前々項の規定にかかわらず、選挙を行うときは、有効投票の総数の4分の1以上を得た者のうち最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票が同数の場合は、くじによって定める。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、構成員の出席者の3分の2

以上をもって決する。

- (1) 学則第6条の2第3項第1号に関する事項
- (2) その他特別の必要があると認められる事項

第12条 表決は、挙手又は投票による。

第13条 全学教授会に、必要に応じ投票管理委員会（以下「委員会」と言う。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 大学評議会が選出する委員長 1名
- (2) 評議員以外から学部が選出する委員

文学部 1名

マネジメント学部 1名

観光コミュニティ学部 1名

3 委員長は、委員会を代表し、その事務を総理する。

4 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

5 委員会の議事は、委員の出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

6 委員が投票における候補者となったときは、当該委員は委員を辞任し、選出母体はすみやかに欠員を補充する。

7 委員会に関する事務は、委員長の監督の下に、事務局長が統括する。

8 委員会は、投票に先立ち構成員の名簿を作成し、全学教授会にそれを示して必要な場合ただちに更正する。

9 委員会は、投票の時間・場所・方法を決定し、全学教授会に指示する。

10 委員会は、評議員以外の構成員3名を投票所に立ち合わせ、投票の公正を保つ。

11 委員会は、投票後速やかに開票を行い、評議員以外の構成員3名を開票所に立ち合わせ、開票の公正を保つ。

12 投票の効力は、立会人の意見を聴いて、委員会が決する。その決定にあたっては、無効投票の規定に反しないかぎりにおいて、投票者の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。

13 委員会は、投票の結果をただちに全学教授会に報告する。

第14条 次の投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いなかった場合
- (2) 所定の投票箱に投入されなかった場合

2 候補者の氏名を投票用紙に記載する投票においては、前項各号に加え、次の投票を無効とする。

(1) 候補者の氏名以外の事項を記載した場合 ただし、職名、敬称の類を記入したものはこの限りではない。

(2) 記載すべき数を超えて氏名を記載した場合

(3) 何も記載しない場合

3 賛成もしくは信任を表すために投票用紙に自ら○の記号を記載し、反対もしくは不信

任を表すために投票用紙になんらの記載もしない方法による投票においては、前々項各号に加え、次の投票を無効とする。

- (1) ○の記号以外の事項を記載した場合
- (2) ○の記号を自ら記載したものでない場合

第15条 全学教授会に関する事務は、議長の監督の下に、事務局長が統括する。

第16条 全学教授会の議事録は、議長の監督の下に、事務局長が作成し、大学評議会において確認する。

- 2 議長は、教職員に対し、議事及び決議をすみやかに周知し、議事録を閲覧に供しなければならない。

第17条 この規程に定める他に必要な事項は、大学評議会の定めるところによる。

第18条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日改正実施する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日改正実施する。

改正 平成19年4月1日 一部改正
平成27年4月1日 一部改正